

富山市下水道ウォーターPPP
(管路施設管理・更新一体マネジメント) 事業

募集概要 (案)

令和8年9月

富山市上下水道局

この募集概要（案）は、上下水道局が本事業の受託者を募集・選定するために実施する公募型プロポーザルの内容等について定めたものであり、別添の以下の書類と一体のものである。以下、これらの書類を総称して「プロポーザル実施要領等」という。

- ① 要求水準書
- ② 特記仕様書
- ③ 提案書評価基準
- ④ 様式集
- ⑤ 基本契約書（案）、年度協定書（案）
- ⑥ モニタリング基本計画書
- ⑦ 上記に関する質問回答書

応募者は、プロポーザル実施要領等の内容を十分に理解した上で、必要な書類を作成し、提出するものとする。

目次

第1章 事業概要.....	1
1.1 事業の名称.....	1
1.2 事業の目的.....	1
1.3 事業実施場所.....	1
1.4 対象施設.....	1
1.5 対象業務.....	1
1.6 事業形式.....	3
1.7 事業期間.....	3
1.8 受託者の募集および選定方法.....	3
第2章 資格要件等.....	4
2.1 参加者の資格要件.....	4
2.2 業務実施時の要件.....	6
第3章 募集、選定等の日程および問合せ先.....	10
3.1 各種手続きスケジュール及び方法.....	10
3.2 手続き、通知、書類の提出及び問合せ等について.....	11
第4章 募集に関する手続き等.....	12
4.1 プロポーザル実施要領等に関する質問の受付および回答.....	12
4.2 参加表明書の受付.....	12
4.3 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知.....	12
4.4 競争的対話.....	12
4.5 提案書の受付.....	13
4.6 参加の辞退.....	13
4.7 募集に関する留意事項.....	13
4.8 見積金額の限度額等.....	14
4.9 支払条件.....	15
第5章 受託者の選定方法等.....	16
5.1 選考委員会の設置.....	16
5.2 審査方法及び審査基準.....	16
5.3 受託者の決定.....	16
5.4 契約手続き.....	16
第6章 提出書類.....	17
6.1 プロポーザル実施要領等に関する質問に係る提出書類.....	17
6.2 参加表明に係る提出書類.....	17
6.3 競争的対話に係る提出書類.....	17
6.4 提案に係る提出書類.....	17
6.5 参加辞退に係る提出書類.....	18
6.6 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類.....	18
別紙1 貸与資料一覧.....	19
別紙2 見積金額の上限額内訳.....	20

用語の定義

上下水道局	：富山市上下水道局をいう。
本事業	：富山市下水道ウォーターＰＰＰ（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業をいう。
参加者	：本事業に係るプロポーザルに参加する単独企業又は共同企業体をいう。
共同企業体	：本事業の実施を目的として結成された複数の企業によるグループをいう。
代表企業	：共同企業体を構成する企業のうち、本プロポーザルの手続き及び業務遂行の代表となる企業をいう。
構成企業	：共同企業体を構成するすべての企業（代表企業を含む）をいう。
受託候補者	：本事業の契約締結に向けた交渉の相手方として、選考委員会が選定した者をいう。
受託者	：本市と契約を締結し、本事業を受託する民間事業者をいう。

第1章 事業概要

1.1 事業の名称

富山市ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業

1.2 事業の目的

下水道および農業集落排水施設等は、市民の安全・安心な日常生活や都市活動を支える重要な社会インフラであり、都市の急速な拡大に伴い整備された膨大な下水道施設等を適切に維持し、老朽化対策を推進していくことが重要となっている。

本事業は、民間の優れた技術やノウハウを活用し、予防保全型の維持管理体制を確立するとともに、維持管理と改築を一体的にマネジメントすることで、現場の創意工夫を引き出し、より効率的な事業運営を目指すもので、将来にわたって安全・安心な下水道インフラを維持していくことを目的としている。

1.3 事業実施場所

本事業の実施場所は次に示す処理区および地区である。

(1) 公共下水道

神通川左岸処理区（富山、婦中、八尾）、水橋処理区、大沢野処理区、大山処理区、小見処理区、楡原処理区、南部処理区、山田処理区

(2) 農業集落排水施設等

32 地区（婦中地域、八尾地域、山田地域、大山地域、大沢野地域、細入地域）

1.4 対象施設

本事業の対象施設は次に示す施設である。なお、雨水関連施設は本事業の対象外とする。

管路施設（管渠、マンホール、マンホール蓋、公共枿、取付管、汚水中継ポンプ施設、汚水中継ポンプ所）

1.5 対象業務

(1) 共通

① 統括管理業務

- ・ 統括管理業務
- ・ データ管理業務

(2) 公共下水道

① 維持管理に関する業務（管路）

- ・巡視業務
- ・概略点検業務（目視、スクリーニング）
- ・清掃業務
- ・修繕業務
- ・緊急対応等業務

②改築に関する業務（管路）

- ・詳細点検（調査）業務
- ・改築更新計画（案）策定業務
- ・改築実施設計業務
- ・改築工事
- ・耐震診断業務
- ・耐震化実施設計業務
- ・耐震化工事

③維持管理に関する業務（マンホールポンプ）

- ・保守点検業務
- ・修繕業務
- ・緊急対応等業務
- ・ユーティリティ（電力等）調達業務

④改築に関する業務（マンホールポンプ）

- ・調査業務
- ・改築更新計画（案）策定業務
- ・改築実施設計業務
- ・改築工事

⑤その他業務

- ・技術提案に基づく業務（効率的な維持管理）
- ・技術提案に基づく業務（雨天時浸入水対策）

(3)農業集落排水施設等

①維持管理に関する業務（管路）

- ・巡視業務
- ・概略点検業務（目視、スクリーニング）
- ・清掃業務
- ・修繕業務
- ・緊急対応等業務

②維持管理に関する業務（マンホールポンプ）

- ・保守点検業務
- ・修繕業務
- ・緊急対応等業務
- ・ユーティリティ（電力等）調達業務

1.6 事業形式

管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5） 更新実施型とする。

1.7 事業期間

本事業の履行期間は令和10年4月1日から令和20年3月31日までの10年間とする。
なお、契約締結の翌日から令和10年4月1日までの期間は業務準備期間とし、受託者は上下水道局より業務の引継ぎを受け、業務の習熟に努めるものとする。

業務引継に要する費用は、市及び事業者がそれぞれ負担するものとする。

業務実施スケジュールは表1のとおり予定している。

表1 業務実施スケジュール

項目	予定
基本契約の締結	令和9年11月頃
引継ぎ期間	基本契約締結の翌日～令和10年3月31日
履行期間	令和10年4月1日～令和20年3月31日（10年間）
契約終了	令和20年3月31日

1.8 受託者の募集および選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

第2章 資格要件等

2.1 参加者の資格要件

(1)参加者の構成等

- ア 参加者は、単独企業（参加企業）又は複数の企業（参加グループ）により構成される共同企業体とする。
- イ 共同企業体については、構成する企業の数の上限は設けない。
- ウ 参加者は、代表企業1社を定め、代表企業から統括管理者を1名選任する。
- エ 参加者である単独企業及び参加グループの構成企業は、他の参加グループの構成企業と重複することはできない。

(2)参加者に必要な資格

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれの規定にも該当しない者であること。
- イ 富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。なお、共同企業体での参加を希望する場合は、共同企業体として富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
ただし、参加表明（公募）の締切り期限までに本市の競争入札参加資格審査に関する書類が提出されており、不備のないことが確認され、受託候補者特定時までには富山市競争入札参加資格者名簿に登録されている見込みがある者を含む。（見込み証明として、契約課へ提出した入札参加資格審査申請の写しを提出すること。）
- ウ 富山市上下水道局競争入札参加有資格者指名停止要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- エ 本件プロポーザルに参加しようとする他の者との間に次に規定する資本関係又は人事関係のいずれにも該当しないこと。
 - ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合（子会社が民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の決定（イにおいて「民事再生法等の再生手続開始の決定」という。）を受けた会社である場合を除く。）
 - ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が民事再生法等の再生手続開始の決定を受けた会社である場合を除く。）
 - ③ 一方の会社の役員（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合（会社の一方が会社更生法の規定による更生会社又は民事再生法の規定による再生手続中の会社である場合を除く。）
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者
 - (i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- (iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- (iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
- 2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- 3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- 4) 組合の理事
- 5) その他業務を執行する者であって、1)から4)までに掲げる者に準ずる者
- ④ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法又は民事再生法の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
- オ 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者（公益財団法人日本下水道新技術機構、クリアウォーターOSAKA株式会社、弁護士法人関西法律特許事務所）と資本面もしくは人事面等において密接な関連のある者でないこと。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資（出捐）の総額の100分の50を超える出資（出捐）をしている者若しくは当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資（出捐）の総額の100分の50を超える出資（出捐）をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）

(3)参加者に求める要件

参加企業又は参加グループ構成企業のうち一者は、参加資格の資格確認基準日において、各項の要件を満たすこと。

- ア 平成25年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管路もしくはマンホールポンプの維持管理業務、改築更新計画（案）策定業務、実施設計業務、改築工事のいずれかを元請で行った実績を有すること。
- イ 次の以下のいずれかの資格を有する者を統括管理者として専任かつ常駐で配置すること。なお、統括技術管理者、業務責任者（管路）、業務責任者（マンホールポンプ）との兼務は不可とする。
 - ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ・技術士（上下水道部門（下水道））
 - ・下水道管路管理技士（総合技士）
 - ・1級土木施工管理技士

また、配置する統括管理者は、参加資格要件の確認基準日において3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

- ウ 副統括管理者を配置すること。なお、統括技術管理者、業務責任者（管路）、業務責任者（マンホールポンプ）との兼務は妨げない。

また、配置する副統括管理者は、参加資格要件の確認基準日において3か月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にあることを必要とする。

(4)参加資格要件の確認基準日

参加資格要件の確認基準日は、参加表明書、資格審査書類の提出締切日とする。

(5) 禁止事項

ア 禁止行為

- ① 参加者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 参加者は、他の参加者と応募提案の内容又はその意思について相談を行ってはならない。

イ 提案資格の取り消し

上下水道局が提案資格確認を行った日から審査結果の公表日までの間、参加企業又は参加グループの代表企業が、次のいずれかに該当した場合は提案の資格を取り消す。

また、参加グループの代表企業以外の参加グループ構成企業が次のいずれかに該当した場合は、当該構成企業は失格とする。この場合、当該企業が役割を担う予定であった業務について新たに参加資格の確認を受けた上で、構成企業の変更又は追加を認める。

- ① 参加者の禁止行為に該当する行為を行った者。
- ② 提出書類に虚偽又は不正があった者。
- ③ 会社更生法に基づく更生手続きの開始、または民事再生法に基づく再生手続きの開始の申し立てが確定した者。
- ④ 不渡手形または不渡小切手を出した者。
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者。
- ⑥ 富山市上下水道局指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けた者。

2.2 業務実施時の要件

受託者は業務実施時に各項の要件を満たす者を配置すること。なお、以下の要件は参加資格の資格確認において求める要件ではないため、留意すること。

(1) データ管理業務を行う者の要件

以下のいずれかの資格を有する者を統括技術管理者として配置すること。統括技術管理者は構成企業もしくは再委託先企業から選任すること。

なお、統括管理者、業務責任者（管路）、業務責任者（マンホールポンプ）との兼務は不可とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門（下水道））
- ・ 技術士（上下水道部門（下水道））

(2) 維持管理に関する業務（管路）を行う者の要件

以下のいずれかの資格を有する者を業務責任者（管路）として配置すること。業務責任者（管路）は構成企業もしくは再委託先企業から選任すること。

なお、統括管理者、統括技術管理者、業務責任者（マンホールポンプ）との兼務は不可とする。

- ・ 下水道管路管理技士（総合技士）
- ・ 下水道管路管理技士（主任技士）

ア 企業の要件

- a)概略点検（目視、スクリーニング）、清掃業務、緊急対応等業務（緊急清掃）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「配水管、下水管等保守」に登載された者であること。
- b)修繕業務、緊急対応等業務（緊急修繕）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分のうち、実施する修繕内容に応じた業種区分に登載された者であること。

(3)改築に関する業務（管路）を行う者の要件

ア 企業の要件

- a)詳細点検（調査）業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「配水管、下水管等保守」に登載された者であり、富山県下水道管路維持管理協同組合に所属する者であること。
- b)改築更新計画（案）策定業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、協同組合富山測量調査センターに所属する者であること。かつ、平成25年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道法に基づく汚水又は雨水渠の更新計画もしくは下水道ストックマネジメント計画策定業務（長寿命化計画を含む）を元請で行った実績を有すること。
- c)耐震診断業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、平成25年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道区域10,000ha以上の下水道総合地震対策計画業務及び下水道管渠耐震診断業務を元請で行った実績を有すること。
- d)改築実施設計、耐震化実施設計業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登載された者であり、協同組合富山測量調査センターに所属する者であること。かつ、平成25年4月1日以降に官公庁等が発注した汚水管渠の実施設計業務を元請で行った実績を有すること。
- e)改築工事、耐震化工事を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木」に登載された者であり、富山市建設業協会（下水道部会）に所属する者であること。かつ、官公庁等が発注した汚水における下水道工事を元請で行った施工実績を有すること。

イ 配置予定技術者の要件

- a)詳細点検（調査）業務を行う者は、以下の資格を有する者を配置すること。
 - ・下水道管路管理技士（専門技士：調査部門）
 また、診断は下水道管路管理技士（主任技士）を有する者が実施すること。
- b)改築更新計画（案）策定業務を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ・技術士（上下水道部門（下水道））
 - ・RCCM（下水道部門）
- c)耐震診断業務を行う者は、管理技術者及び照査技術者として、技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者を2名配置でき、うち1名は技術士（総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者であること。なお、上記技術者のうち1名は、平成25年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管渠耐震診断

業務に管理技術者として従事した実績を有すること。

- d)改築実施設計、耐震化実施設計業務を行う者は、污水管渠の計画又は設計を行った実績がある者を管理技術者及び担当技術者又は照査技術者として1名ずつ配置でき、うち1名は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者であり、もう1名は技術士（上下水道部門（下水道）又は総合技術監理部門（下水道））の資格を有する者もしくはRCCM（下水道部門）又は下水道法第22条に規定された資格を有する者であること。
- e)改築工事、耐震化工事を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
 - ・1級土木施工管理技士
 - ・2級土木施工管理技士
- f)改築工事のうち、管更生工事を行う者は、e)の要件を満たす者で、かつ、公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けている管きょ更生工法を有する協会の講習等を受講し、認定証又は修了証を有している者を配置すること。

(4)維持管理に関する業務（マンホールポンプ）を行う者の要件

下水道管路（ポンプ施設含む）の保守点検業務を行った実績があり、下水道管路（ポンプ施設含む）の維持管理に関しての専門知識を有し、作業員等に適切な指示を与え、業務を適切に実施できる者を業務責任者（マンホールポンプ）として配置すること。業務責任者（マンホールポンプ）は構成企業もしくは再委託先企業から選任すること。

なお、統括管理者、統括技術管理者、業務責任者（管路）との兼務は不可とする。

ア 企業の要件

- a)保守点検業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、平成24年4月1日以降に官公庁等が発注した下水道管路（ポンプ施設含む）の維持管理業務を元請で行った実績を有すること。
- b)修繕業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿の業種区分のうち、実施する修繕内容に応じた業種区分に登録された者であること。

(5)改築に関する業務（マンホールポンプ）を行う者の要件

ア 企業の要件

- a)調査、改築更新計画（案）策定業務を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「土木コンサルタント」に登録された者であり、汚水処理場またはポンプ場施設（汚水中継ポンプ所含む）のポンプ設備等の更新計画もしくは長寿命化計画策定業務を元請で行った実績を有すること。
- b)改築工事（機械器具設置工事）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「機械器具設置」に登録された者であり、下水道施設のポンプ設置工事を元請で行った実績を有すること。
- c)改築工事（電気工事）を行う者は、富山市競争入札参加資格者名簿（市内業者）の業種区分「電気」に登録された者であり、下水道施設の電気工事を元請で行った実績を有すること。

イ 配置予定技術者の要件

- a)調査、改築更新計画（案）策定業務を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。

- ・技術士（総合技術監理部門（下水道））
 - ・技術士（上下水道部門（下水道））
 - ・RCCM（下水道部門）
 - ・下水道法第22条に規定された資格を有する者
- b)改築工事（機械器具設置工事）を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- ・1級管工事施工管理技士
 - ・2級管工事施工管理技士
 - ・技術士（機械部門）
 - ・機械器具設置業に関して建設業法第15条第2号ロ若しくはハに該当する資格を有する者又は建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する資格を有する者
- c)改築工事（電気工事）を行う者は、以下のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- ・1級電気工事施工管理技士
 - ・2級電気工事施工管理技士
 - ・電気工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する資格を有する者

(6)その他共通

建設業法（昭和24年法律第100号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、酸素欠乏症等防止規則（昭和47年労働省令第42号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）等の法令上定める資格要件に則り、必要な有資格者を配置すること。

第3章 募集、選定等の日程および問合せ先

3.1 各種手続きスケジュール及び方法

募集公表から契約締結までの日程は、次に示すとおり予定している。ただし、提出書類の提出状況、審査の進捗状況等により変更となる場合がある。

	項目	日程（予定）	方法
1	公募開始 （プロポーザル実施要領等の公表）	令和9年4月1日	HPに掲載
2	プロポーザル実施要領等に関する質問 の受付	令和9年4月1日～ 令和9年4月下旬	メール
3	プロポーザル実施要領等に関する質問 への回答公表	令和9年5月中旬	HPに掲載 および連絡 (※)
4	参加表明書の受付締切	令和9年5月下旬	持参又は 郵送
5	提案資格確認結果の通知	令和9年6月上旬	郵送又は メール
6	競争的対話申込書の受付	令和9年6月上旬	メール
7	競争的対話	令和9年6月中旬	対面
8	提案書の受付締切	令和9年8月下旬	持参又は 郵送
9	プレゼンテーション及びヒアリングの 実施	令和9年10月上旬	対面
10	審査結果通知	令和9年10月中旬	郵送
11	基本契約の締結	令和9年11月	—
12	引継ぎ期間	基本契約締結の翌日～ 令和10年3月31日	—
13	事業開始	令和10年4月1日	—

※上下水道局ホームページへの掲載のほか、質問者への連絡をメールで行う。

3.2 手続き、通知、書類の提出及び問合せ等について

各種手続きや問合せの宛先は、すべて以下のとおりとする。

〒930-0859 富山県富山市牛島本町二丁目1番20号

富山市上下水道局契約出納課管財契約係

TEL：076-432-8518

FAX：076-432-8635

E-mail：suidoukeisui@city.toyama.lg.jp

第4章 募集に関する手続き等

4.1 プロポーザル実施要領等に関する質問の受付および回答

(1) 受付期間

令和9年4月1日（木）から令和9年●月●日（●）午後5時まで

(2) 提出書類

6.1 プロポーザル実施要領等に関する質問に係る提出書類を参照のこと。

(3) 提出方法

電子メールにて提出すること。なお、上記以外の方法による問い合わせには応じない。

(4) 回答方法

回答は質問者に対して、電子メールで行う。また、質問者名を伏せたうえで富山市上下水道局ホームページで公表する。

4.2 参加表明書の受付

(1) 受付期間

令和9年4月1日（木）から令和9年●月●日（●）午後5時まで（必着）

(2) 提出書類

6.2 参加表明に係る提出書類を参照のこと。

(3) 提出方法

上下水道局契約出納課への持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、収受を確認するため、送付後に契約出納課へ電話で連絡すること。

4.3 参加表明書提出者の提案資格確認結果の通知

提案資格確認結果の通知は、令和9年●月●日（●）に郵送又はメールにて参加者に対して通知する。なお、提案資格確認結果の通知とともに、提案書作成に係る資料を貸与する。貸与資料一覧は別紙1のとおりとする。

4.4 競争的対話

上下水道局は、提案資格審査終了後、提案資格があるとされた者に対し、提案書類の提出までに競争的対話を行う。上下水道局は競争的対話の結果を踏まえ、必要に応じて、基本契約書（案）、要求水準書等の調整を行う。競争的対話の内容が提案書審査に影響を及ぼすことはない。

具体的な実施方法は、提案資格確認結果の通知と併せて、提案資格があるとされた者に通知する。

(1) 競争的対話申込書の受付期間

令和9年●月●日（●）から令和9年●月●日（●）午後5時まで

(2)提出書類

6.3 競争的対話に係る提出書類を参照のこと。

(3)提出方法

電子メールにて提出すること。送付後に契約出納課へ電話で連絡すること。

4.5 提案書の受付

(1)受付期間

令和9年●月●日（●）から令和9年●月●日（●）午後5時まで（必着）

(2)提出書類

6.4 提案に係る提出書類を参照のこと。

(3)提出方法

上下水道局契約出納課への持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。

※郵送の場合は、収受を確認するため、送付後に契約出納課へ電話で連絡すること。

4.6 参加の辞退

参加者は、参加表明書の提出以降、提案書の提出期限日まで随時参加を辞退することができる。参加を辞退する場合は、令和●年●月●日（●）午後5時までに辞退届（様式5）を持参により提出すること。その他の方法による提出は認めない。

4.7 募集に関する留意事項

(1)募集の取りやめ等

上下水道局は、次の場合には、当該参加者を参加させず、又は募集の延期もしくは中止をすることがある。この場合、参加者が損害を受けることがあっても、上下水道局は、その賠償の責を負わない。

- ① 参加者が連合し又は不穏の行動をなす等、募集を公正に執行することができないと認められるとき。
- ② 天災その他やむを得ない理由により、適正な募集が行えないと認められるとき。

(2)実施要領等の承諾

参加者は、参加表明書の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

(3)費用負担

参加に際し、かかる費用（提案書等の作成及び提出、返却に係る費用を含む）はすべて参加者の負担とする。

(4)使用言語、単位等

参加に際して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

(5)提出書類の取扱い

ア 著作権

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、受託候補者に特定された者が作成した企画提案書等の書類については、局が必要と認める場合には、受託候補者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

イ 提出書類の返却等

受託候補者となった者が提出した書類は返却しない。提出された提案書及び受託希望価格書等については、変更不可とする。

ウ 確認書類の提出

提出書類の内容を確認するため、確認書類（契約書、証明書の写し等）の提出を求めることがある。

(6)特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用したことにより生じる責任は、特段の定めがある場合を除き、当該提案を行った参加者が負う。

(7)提示資料等の取扱い

上下水道局が提示する資料等は、本業務に関する検討以外の目的で使用してはならない。また、本業務に係る検討の範囲内であっても、上下水道局の承諾を得ることなく、第三者にこれを使用させたり、又は内容を提示したりしてはならない。

(8)その他

本市は、プロポーザル実施要領等に定めるもののほか、募集の実施に関して必要な事項が生じた場合には、本業務に係るホームページを通じて応募者に通知する。また、公募開始日以降、プロポーザル実施要領等を補完又は修正する追加資料を本市が公表した場合は、当該追加資料がプロポーザル実施要領等の記載内容より優先するものとする。なお、当該追加資料の公表は、本業務に係るホームページで行う。

4.8 見積金額の限度額等

本事業の見積金額の上限額は、以下のとおりとし、各年度の上限額については、別紙2の
とおりとする。

総額 金 ●円（消費税及び地方消費税を含まない）

※上記金額は、事業期間全体（10年間）の総額である

また、見積にあたっては、下水道事業、農業集落排水事業の収益的支出（統括管理業務、維持管理に関する業務（管路、マンホールポンプ）、その他業務）と資本的支出（改築に関する業務（管路、マンホールポンプ））のそれぞれについて見積もることとし、それぞれの

見積限度額は以下のとおりである。

下水道事業	収益的支出	●円
	資本的支出	●円
	合計	●円
農業集落排水事業	収益的支出	●円
	合計	●円

4.9 支払条件

(1)収益的支出

統括管理業務、維持管理に関する業務（管路、マンホールポンプ）については、年額を四半期ごとに平準化して支払う。なお、その他業務については、実施する内容を上下水道局との協議により決定する際に、支払い方法についても協議のうえ決定する。

(2)資本的支出

改築に関する業務（管路、マンホールポンプ）については、業務完了後に実施する検査の合格後、支払いを行う。四半期ごとに出来高に応じて支払う。

第5章 受託者の選定方法等

5.1 選考委員会の設置

上下水道局は、専門的知見に基づいた技術提案書類等の審査を実施するため、「富山市ウォーターPPP（管路施設管理・更新一体マネジメント）事業実施業務委託受託候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置し、受託候補者の選定を行う。

5.2 審査方法及び審査基準

審査方法及び審査基準に関する事項は、提案書評価基準に示すとおりとする。

5.3 受託者の決定

上下水道局は、選考委員会の最優秀提案の決定を踏まえ、受託者を決定する。選考委員会の評価結果については、提案者すべてに特定（非特定）結果を文書で通知する。

なお、実施結果については、結果通知後に参加者の名称をホームページで公表する。参加者数が2者以下であった場合、各参加者の得点が公表されるので留意する。

5.4 契約手続き

契約締結にあたっては、選定された提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、最優秀受託候補者と提案内容に沿った協議等を行ったうえ、双方合意のもと、基本契約を締結する。協議等の結果、令和9年●月●日（●）までに合意に至らなかったときは、次順位の受託候補者と協議等を行ったうえ、双方合意のもと基本契約を締結する。

第6章 提出書類

6.1 プロポーザル実施要領等に関する質問に係る提出書類

プロポーザル実施要領等の内容に関して質問がある時は、プロポーザル実施要領等に関する質問書（様式1）を1部提出すること。

6.2 参加表明に係る提出書類

参加表明書提出時の書類は以下のとおりとする。

No.	書類名称	様式	提出部数	備考
1	参加表明書	様式 2-1	正1部、 副[●]部	
2	資本関係・人的関係に関する調書	様式 2-2	正1部、 副[●]部	
3	参加者に必要な要件調書	様式 2-3	正1部、 副[●]部	
4	共同企業体協定書(写)及び委任状	様式 2-4	正1部、 副[●]部	共同企業体での参加時に提出すること
5	参加グループ構成表	様式 2-5	正1部、 副[●]部	共同企業体の役割分担を明記すること
6	電子データ (CD-R 等)	任意	1組	上記全書類のPDF データを格納すること

6.3 競争的対話に係る提出書類

競争的対話に申込をする時は、競争的対話申込書（様式3-1）、競争的対話における確認事項（様式3-2）を提出すること。

6.4 提案に係る提出書類

(1) 提出書類

提案書提出時の書類は以下のとおりとする。

No.	書類名称	様式	提出部数	備考
1	提案書提出書	様式 4-1	正1部、 副[●]部	
2	会社概要関係調書	様式 4-2	正1部、 副[●]部	

3	同種・類似業務の実績調書	様式 4-3	正 1 部、 副[●]部	
4	配置予定技術者調書	様式 4-4	正 1 部、 副[●]部	
5	企画提案書	様式 4-5	正 1 部、 副[●]部	
6	受託希望価格提案書	様式 4-6	正 1 部、 副[●]部	
7	電子データ (CD-R 等)	任意	1 組	上記全書類の PDF データを 格納すること

(2)作成に当たっての留意事項

提出書類の作成に当たっては、上下水道局から特別な指示がない限り、次の事項に留意すること。

- ① 事業者を特定できるような表現や企業名は用いないこと。但し、正本については、企業名等を表記すること。
- ② 各様式に文字数及び枚数の制限は別途設けているので、簡潔かつ明瞭に記述すること。
提案本編以外に付属資料や図面等を巻末に添付する場合は、本文中に参照箇所を明示すること。
- ③ A4 版ファイル綴じとし、背表紙のみに本業務名を記載し、各提案ごとにインデックスを付すこと。また、A4 版の使用が指定されている様式を除き、A3 版を使用する場合は A4 版に折り込むこと。
- ④ 原則として横書きで記載すること。
- ⑤ 使用する文字サイズは 10.5 ポイント以上とする。ただし、図表中及び図面中の文字サイズについては、この限りでない。
- ⑥ 各様式中に掲げる指示を十分に踏まえること。

6.5 参加辞退に係る提出書類

本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届（様式 5）を 1 部提出すること。

6.6 諸手続を代理人に委任する場合の提出書類

諸手続を代理人に委任する場合は、委任状（様式 6）を 1 部提出すること。

別紙1 貸与資料一覧

No.	資料名	備考
1	富山公共下水道事業計画書	Docuworks 形式
2	富山公共下水道管路台帳	クラウド型台帳のログイン ID、パスワードを貸与
3	富山公共下水道設備台帳	クラウド型台帳のログイン ID、パスワードを貸与
4	富山市下水道ストックマネジメント計画	PDF 形式
5	富山市下水道ストックマネジメント実施方針	PDF 形式
6	富山市上下水道耐震化計画	PDF 形式
7	富山市上下水道事業中長期ビジョン	富山市上下水道局 HP にて公開
8	上下水道事業年報	富山市上下水道局 HP にて公開
9	富山市公共下水道事業会計決算書	富山市上下水道局 HP にて公開
10	令和4年度富山公共下水道浜黒崎処理区外基本計画策定業務委託 報告書	PDF 形式
11	令和3年度富山公共下水道下水道管路施設調査計画策定業務委託 報告書	PDF 形式
12	令和2年度富山公共下水道マンホール汚水中継ポンプ所更新基本計画策定業務委託 報告書	PDF 形式
13	ユーティリティ（電力等）使用実績、購入金額	PDF 形式

見積金額の上限額内訳

単位：千円

	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	合計
下水道事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
農業集落排水事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

※消費税及び地方消費税を含まない